

要保管
必 読

奨学生のとびき

2026年4月版



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

返還が完了するまで大切に保管し、利用してください。
奨学金は貸与されたものです。最後まで責任をもって返還しましょう。

はじめに

あなたは、このたび島根県育英会の奨学生に採用され、奨学金の貸与を受けることとなりました。

この奨学金は、大学等に進学したみなさんが自立して学ぶことを援助するもので、奨学金の財源は島根県及び県内市町村からの出損金、企業等からの寄付金を原資に、奨学生からの返還金でまかなわれています。

貸与を受けた奨学金は、みなさんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。

島根県育英会は、みなさんが在学中から奨学金の返還についてその責任を自覚し、有意義な学生生活を全うされるとともに、卒業後はふるさと島根を愛する社会人として活躍されることを期待しています。

このたびきには、あなたが奨学生として採用され、奨学金の貸与開始から貸与終了までの期間内の諸手続きと、奨学金の返還について記載してあります。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

なお、たびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

また、不明な点は島根県育英会（表紙参照）に照会してください。



育英会HP



奨学生
(貸与中・返還中)
の方へ



奨学金（大学等）
関係の様式

目 次

◎奨学生採用に伴う奨学金の貸与開始から貸与終了までの手続き

1	基本的事項	1
(1)	奨学生番号	
(2)	貸与月額と交付方法	
(3)	貸与の始期及び終期	
(4)	貸与額の通知	
(5)	貸与期間中の報告等の義務	
(6)	貸与の休止等	
(7)	奨学金返還の手続き	
2	返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書の提出	2
(1)	奨学金返還誓約書（借用証書）	
(2)	預（貯）金口座振替依頼書	
3	奨学金の交付	4
(1)	奨学金の振込み	
(2)	奨学金の受取方法	
4	貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等	4
(1)	進級確認書、修得単位証明書、生活状況書の提出	
(2)	奨学生異動届の提出	
(3)	奨学金の辞退	
(4)	奨学金貸与の取消し	
(5)	奨学金交付額の通知	
5	貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付	7

目 次

◎奨学金の返還

1	貸与奨学金返還確認票の確認	8
2	奨学金の返還方法	8
	(1) 返還の条件	
	(2) 割賦金	
3	奨学金の返還	8
	(1) 取扱金融機関	
	(2) 返還用振替口座の登録	
	(3) 口座振替の手数料	
4	繰上げ返還	9
5	返還猶予	9
	(1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の専門課程に在学している場合	
	(2) 災害、傷病、経済的理由などで返還できない事情が生じた場合	
6	返還中における変更事項に関する届け出	10
	(1) 本人・連帯保証人の住所や返還用振替口座等の変更	
	(2) 第一連帯保証人・第二連帯保証人の変更	
	(3) 返還者異動届等の記入上の注意	
7	育英会からのお知らせ	11
	(1) 返還についてのお知らせ	
	(2) 返還残額のお知らせ	
	(3) 返還完了のお知らせ	
8	返還を延滞した場合	12
9	返還の免除	12
10	時効更新の効力	12
11	管轄の合意	12

◎規程等

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程	13
---------------------	----

◎報告・届出等の様式

各種様式及び記入例	21
-----------	----

奨学金の貸与開始から貸与終了まで

1 基本的事項

(1) 奨学生番号

奨学生番号は、島根県育英会（以下「育英会」という。）の奨学金奨学生となったあなたの固有の番号です。育英会への届け出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになりますから、下欄に記入し、また、記入押印後の「奨学金返還誓約書（借用証書）」（以下「返還誓約書」という。）をコピーし、この「てびき」と一緒にして大切に**保管**してください。あなたの奨学生番号は、奨学生決定通知書に記載してあります。

あなたの奨学生番号	島奨第	—	号
-----------	-----	---	---

(2) 貸与月額と交付方法

貸与月額は、奨学生決定通知書に記載された額ですが、2か月分以上を合わせて交付することとなります。（4ページの「奨学金振込予定表」を参照）

交付方法は、あなたから届け出のあった金融機関（ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行を除く。）の指定の口座への振込みとなります。

(3) 貸与の始期及び終期

奨学金の貸与期間は、奨学生決定年度に入学した月（または進級した月）から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。（大学院生は2年間限りです。）

(4) 貸与額の通知

貸与期間中の貸与額については、毎年度最終振込み後にお知らせします（1月末頃）。ただし、最終貸与年度は、貸与奨学金返還確認票により貸与総額をお知らせします。

(5) 貸与期間中の報告等の義務

貸与期間中は、毎年度**修学状況の報告義務**があります。

また、連帯保証人の変更等や、休学等修学状況に異動が生じた場合には、その届け出の義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。（4ページ）

(6) 貸与の休止等

修学の状況等によっては、奨学金の貸与を休止、停止、取消しを行うこととなりますので、注意してください。

詳細は後述します。（4ページ）

(7) 奨学金返還の手続き

貸与期間の終期（最終振込み後）に、貸与奨学金返還確認票の送付とともに返還についての手続きを案内します。

2 返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書の提出

奨学生採用候補者は進学届を提出後、奨学生決定通知を受けたのち、返還誓約書、預（貯）金口座振替依頼書 自動払込利用申込書[㊤]（以下「口座振替依頼書」という。）を提出していただきます。

(1) 奨学金返還誓約書（借用証書）

返還誓約書は、借用金額と保証関係及び返還方法を約束するものです。

記入例<様式4：33ページ>をよく見ながら、本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の欄に、それぞれ自筆で記入してください。なお、すでに印字されている箇所については、間違いがないかを確認し、間違いがあれば記入例に従って訂正してください。住所は印鑑登録証明書に記載の住所となります。

提出年月日を忘れずに記入してコピーを取った後、本書を育英会へ提出してください。記入した内容が手元に残らないので、必ずコピーをお取りください。

返還誓約書のコピーは、この「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

① 借用金額

奨学生として**貸与を受ける奨学金の総額**です。金額を訂正することはできません。ただし、貸与額の変更が必要な場合は、育英会（☎0852-28-1981）まで連絡してください。

② 本人

本人とは、奨学金を利用する奨学生本人のことです。

実印を押印してください。

③ 第一連帯保証人

奨学生本人と連帯して**返還の責任を負う人**です。

本人の父母またはこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者で、出願手続きのときに願書に記入した人です。

実印を押印してください。

④ 第二連帯保証人

奨学生本人と連帯して**返還の責任を負う人**です。

第一連帯保証人と世帯が別で、奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立した生計を営む身元確実な成年者とし、出願手続きのときに願書に記入した人です。

実印を押印してください。

⑤ 貸与の条件

奨学生本人が学部名、学科名、学年を記入し、貸与の条件に誤りがないか確認してください。

⑥ 返還の条件

返還は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（一般的には3月に卒業してその年の10月）から始まり、貸与を受けた3倍以内の期間で返還していただくことになります。

返還誓約書と一緒に送りしている「奨学金返還メニュー」を参考にして、自分が最も返還しやすい方法を選んで記入してください。

⑦ 添付書類

本人	}	印鑑登録証明書 各1通 *発行から3か月以内の原本
第一連帯保証人		
第二連帯保証人		

(2) 預(貯)金口座振替依頼書

① 返還金の口座振替

奨学金の返還は、金融機関の口座振替の方法によると定められており、返還誓約書提出時に返還用振替口座の登録をお願いしています。返還金の振替口座をどこにするか、下記の7機関のうちから指定してください。

【金融機関、口座振替手数料一覧】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
山陰合同銀行	55円	日本海信用金庫	55円
島根銀行	55円	西中国信用金庫	55円
しまね信用金庫	55円	ゆうちょ銀行	33円
島根中央信用金庫	55円	※手数料は変更になる場合があります。	

② 口座振替依頼書の提出

返還用振替口座として希望する金融機関が決まりましたら、「預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書[㊤]」に必要事項を記入(口座振替依頼書の記入例<様式5:32ページ>)し、金融機関お届け印を押印し、3枚とも育英会へ提出してください。

【注 意 点】

- ・返還用振替口座は奨学生**本人名義のもの**とします。奨学金は奨学生本人に貸与されていますので、奨学生本人が育英会に対して返還する義務を負っています。したがって、延滞があった場合は、奨学生本人に対して督促等が行われます。
- ・口座振替依頼書は3枚複写になっています。記入欄にもれないように記入し、印鑑は1枚目、2枚目、3枚目ともに金融機関お届け印を押印してください。その際、にじんだり不鮮明になったりしないようにしてください。

③ 口座振替手数料

口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて引き落としとなります。消費税を含む口座振替手数料は、上記の【金融機関、口座振替手数料一覧】のとおりです。(例えば、毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。)

※金融機関の口座振替手数料は状況により変更になることがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

3 奨学金の交付

(1) 奨学金の振込み

奨学金は、あなたから提出された金融機関口座届による指定の口座に振り込みます。振込予定日は次表のとおりです。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、通帳等で確認してください。

やむを得ない理由で、振込口座の変更をしたいときは、**育英会へ連絡**してください。また、金融機関の統合・合併等により、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも連絡してください。

奨学金振込予定表

奨 学 金 区 分		振込予定日
第1回	4・5月分	5月20日
第2回	6・7月分	7月20日
第3回	8・9月分	9月20日
第4回	10・11月分	11月20日
第5回	12～3月分	1月20日

注1：採用となった年度の第1回目の振込みは、6月初旬を予定しています。

注2：振込予定日は、都合により遅れることがあります。

注3：振込予定日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日となります。

(2) 奨学金の受取方法

振り込まれた奨学金の受け取りは、一般の普通預金の払出し手続きと同じです。

4 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等

(1) 進級確認書、修得単位証明書、生活状況書の提出

様式は23、24ページ

貸与開始の翌年から、毎年4月末までに次の書類①②③を育英会に提出してください。

提出のない場合は、送金を停止することがあります。

① 進級確認書（様式7）→ 在学する**学校の証明**が必要です

② 修得単位証明書 → 在学する**学校の様式**による

（上記①・②が、学校の様式で両方記載されている場合は、その様式のみでも構いません。）

③ 生活状況書（様式8）→ あなたが必要な箇所を記入してください

進級できず留年となった場合または、1年間の修得単位数が30単位に達していなかった場合（大学院は15単位未満）は、奨学金の貸与を休止することになります。

その後に進級または修得単位不足が解消されたときは、それが休止の日から2年以内であれば貸与復活願（学校長が証明する文書添付）（様式11）の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

様式は26ページ

※①③の様式は、後述の(5)奨学金交付額の通知（7ページ）に同封します。活用してください。

(2) 奨学生異動届の提出

様式は25ページ

次の事由が生じた場合は、直ちに奨学生異動届（様式9）を提出してください。

奨学生異動届には、本人の自筆での記入に加え、第一連帯保証人か第二連帯保証人のいずれかの自筆での記入が必要です。

届出の内容により、奨学金の貸与を休止等することになります。

① 休学するとき（修得単位に加算される留学の場合は届出不要）

休学の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。

復学した場合は、改めて復学した旨の奨学生異動届と休学が2年以内であれば貸与復活願（様式11）の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

② 転学するとき

転学した日をもって奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

ただし、特別の事情がある場合には、選考委員会に諮り、理事長が認めた場合に限り、引き続き貸与を受けられる特例規定があります。

③ 長期の欠席をするとき（長期とは、おおむね2か月以上をいいます。）

長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。

長期欠席の事由が解消し出席できることとなり、貸与復活願（様式11）が提出されたときは貸与を復活することができます。

④ 退学をするとき

学校を途中で退学した日をもって、奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑤ 退学の処分を受けたとき

退学処分を受けた日をもって、奨学金貸与の取り消しとなり、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑥ 停学その他の処分を受けたとき

処分の内容、理由、期間等により、奨学金の貸与を停止することがあります。

⑦ 日本学生支援機構（給付奨学金を除く）の奨学生になったとき（ただし、中筋給付特待生を除く）

育英会の奨学金は、日本学生支援機構の第二種奨学金との併給を認めていないので、日本学生支援機構の第二種奨学生に決定された日をもって、育英会の奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

第一種奨学金（貸与型・無利子）との併給は可能ですが、その場合の育英会の貸与額は、3万円、4万円、5万円になります。

⑧ 連帯保証人を変更する必要があるとき

様式は29ページ

第一連帯保証人または第二連帯保証人が、死亡やその他の事由で条件に合わなくなった場合は変更の必要がありますので、必ず育英会（☎0852-28-1981）まで連絡してくだ

さい。

奨学生異動届にあわせて、本人及び変更後の連帯保証人が自筆で記入し、押印（実印、印鑑登録証明書添付）による奨学金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）（様式14）（以下「返還者異動届・1」という。）の提出が必要となります。

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本

【第一連帯保証人】

・奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人。原則として本人の父母。

次の条件すべてに該当する人を選任

① 本人の父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹、おじ・おば等の4親等以内の親族であること
② 未成年者及び学生でないこと
③ 奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと
④ 債務整理中（破産等）でないこと

【第二連帯保証人】

次の条件すべてに該当する人を選任（島根県内・県外は問わない）

① 奨学生本人及び第一連帯保証人とは別生計であること
② 奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下であること。また、返還誓約書の提出後に第二連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳以下であること。
③ 未成年者及び学生でないこと
④ 奨学生本人または第一連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと
⑤ 債務整理中（破産等）でないこと

⑨ 本人または連帯保証人の住所変更等があったとき 様式は30ページ

住所や氏名等に変更があった場合は、その都度、奨学生異動届に合わせて奨学金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（様式14）（以下「返還者異動届・2」という。）を提出してください。返還者異動届・2は、変更のある人の各欄を記入もれのないよう自筆で記入し、本人欄は本人の変更事項がない場合でも本人が自筆で記入してください。書類の提出にあわせて、変更内容により次の書類を添付してください

・住所の変更：住民票を添付

・姓の変更：戸籍抄本を添付

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

(3) 奨学金の辞退 様式は27ページ

家計の好転等で、育英会の奨学金が不要になる場合は、奨学生はいつでも奨学金辞退届（様式12）を提出することにより、奨学金を辞退することができます。

退学、転学、日本学生支援機構奨学金への切り替えの場合は、原則として前述の奨学生

異動届（様式9）の提出だけで奨学金の辞退扱いとなります。

辞退または辞退扱いとなるまでに貸与を受けた奨学金については、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(4) 奨学金貸与の取消し

次の場合、奨学金の貸与が取消しとなり（①～③）、または取り消すことがあります（④～⑧）。＜貸与規程第20条＞

取消し	① 退学処分を受けたとき
	② 奨学金の貸与が休止または停止となって2年が経過したとき
	③ 死亡したとき
取り消すことがある	④ 奨学生願書に虚偽の記載または故意に記入しなかったとき
	⑤ 奨学生異動届を提出せず、不正に貸与を受けたとき
	⑥ 病気等により修学不能と認められるとき
	⑦ 学業成績の不振、性行不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくない と認められるとき
	⑧ 奨学金の貸与が不要と認められるとき

取消しとなった場合、それまでに貸与を受けた奨学金について、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(5) 奨学金交付額の通知

毎年、その年度の最後の振込み後にお知らせします。交付（貸与・給付）内容を確認してください。

また、進級確認書（様式7）、生活状況書（様式8）を同封します。修得単位証明書と合わせ毎年度4月末までに提出してください。（4ページにて前述）

5 貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付

奨学金の最終振込み後に、貸与奨学金返還確認票を送付します。（卒業年度の1月末頃）貸与の内容について、しっかりと確認をしてください。

奨学金の返還

奨学生本人には、育英会から貸与を受けた奨学金を必ず返還する義務があり、その返還金は、後輩の奨学金として直ちに利用される仕組みになっています。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことにより、初めて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、**必ず約束どおりに返還**してください。

なお、てびきの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

1 貸与奨学金返還確認票の確認

奨学金の貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、以下の内容について必ず確認してください。

「貸与奨学金返還確認票」は、返還が完了するまでこの「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

- ・借用金額、貸与の条件、返還の条件、返還用振替口座等を確認してください。疑問があれば、育英会に申し出てください。
- ・記載事項に変更や追加がある場合は、速やかに育英会へ届け出てください。詳細は、「6 返還中における変更事項に関する届出」(10ページ)を参照してください。

2 奨学金の返還方法

(1) 返還の条件

① 割賦方法

返還誓約書で選択しています。返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

② 返還期日

貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に終了した場合は10月）から返還開始となります。返還期日は毎月20日です。以降、指定した返還方法に基づいて返還用振替口座から引き落とします。（9ページ）

③ その他

20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

(2) 割賦金

振替日に返還用振替口座から引き落とされる金額です。

3 奨学金の返還

奨学金の返還は、口座振替（引き落とし）により行います。奨学金は奨学生本人に貸与されていますので、**奨学生本人が育英会に対して返還する義務を負っています**。したがって、延滞があった場合には奨学生本人に対して督促等が行われます。なお、口座の残高不足等に

よりその月の返還金額を引き落とすことができなかつたときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落とします。

(1) 取扱金融機関

ゆうちょ銀行、山陰合同銀行、島根銀行、しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、西中国信用金庫。

※そのほかの金融機関では取り扱っていません。

(2) 返還用振替口座の登録

返還誓約書提出時に返還用振替口座の登録をお願いしています。口座は、貸与奨学金返還確認票で確認してください。名義変更等異動事項がありましたら、直ちに育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。

(3) 口座振替の手数料

口座振替（引き落とし）の金融機関手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて引き落としとなります。各金融機関の振替手数料は、消費税を含め次のとおりです。

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
山陰合同銀行	55円	日本海信用金庫	55円
島根銀行	55円	西中国信用金庫	55円
しまね信用金庫	55円	ゆうちょ銀行	33円
島根中央信用金庫	55円		

（例えば、毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。）

ただし、手数料は状況により変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。

4 繰上げ返還

奨学生本人は、いつでも、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができます。希望するときは、育英会（☎0852-28-1981）に連絡してください。

5 返還猶予

様式は28ページ

- (1) 大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く。）に入学した場合、在学している期間は願い出により返還猶予ができます。

在学証明書を添付して提出してください。

- (2) 災害、傷病、経済的理由など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額又は返還猶予を願い出ることができます。まずは、育英会（☎0852-28-1981）に相談してください。

生活保護受給証明書、罹災証明書又は診断書等を添付して提出してください。

【記入上の注意】

- ①奨学生本人が自筆で記入してください。第一連帯保証人欄は第一連帯保証人が自筆で記入してください。
- ②字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ③返還猶予を希望する事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。

6 返還中における変更事項に関する届出

(1) 本人・連帯保証人の住所や返還用振替口座等の変更

住所・電話番号等に変更があった場合や返還用振替口座の変更希望は、速やかに届け出てください。届出がないと育英会からの重要な通知が届かず、延滞金が賦課される等、不利益が生ずることがあります。

① 住所の変更

- ・奨学金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）＜様式14：30ページ＞
- ・変更者分の住民票（マイナンバーの記載のないもの）を添付
※発行から3か月以内の原本

② 姓の変更

- ・奨学金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）＜様式14：30ページ＞
- ・変更者分の戸籍抄本を添付
※発行から3か月以内の原本

③ 勤務先のみの変更

- ・勤務先（変更）届＜様式は31ページ＞

④ 返還用振替口座の変更

金融機関、口座番号等を変更する場合は、改めて申込み手続きを行う必要があります。育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。手続き後、新口座からの振替日を通知します。新口座からの振替（引き落とし）が開始されるまでは、旧口座から振り替え（引き落とし）しますので解約をしないでください。

なお、新口座への変更は、手続きに1～2か月程度かかります。

記入にあたっては、32ページの記入例を参照してください。

【記入上の注意】

- ・返還用振替口座は、奨学生本人名義のものとしします。
- ・口座振替依頼書は3枚複写式になっています。記入欄に漏れのないように記入し、印鑑は1枚目、2枚目、3枚目ともに金融機関お届け印を押印してください。
- ・記入後は3枚とも育英会に提出してください。

(2) 第一連帯保証人・第二連帯保証人の変更

第一連帯保証人または第二連帯保証人が、死亡やその他の事由で条件に合わなくなった場合は変更の必要がありますので、必ず育英会（☎0852-28-1981）まで連絡してください。

本人及び変更後の連帯保証人の自筆での記入、押印（実印、印鑑登録証明書添付）による届出が必要となります。

① 第一連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人。原則として本人の父母。

次の条件すべてに該当する人を選任

① 本人の父母。父母がいない等の場合は、奨学生本人の兄弟姉妹、おじ・おば等の4親等以内の親族であること
② 未成年者及び学生でないこと
③ 奨学生本人の配偶者（婚約者を含む）でないこと
④ 債務整理中（破産等）でないこと

・奨学金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）＜様式14：29ページ＞

・本人及び第一連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内の原本）を添付

② 第二連帯保証人

次の条件すべてに該当する人を選任（島根県内・県外は問わない）

① 奨学生本人及び第一連帯保証人とは別生計であること
② 奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下であること。また、返還誓約書の提出後に第二連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で65歳以下であること。
③ 未成年者及び学生でないこと
④ 奨学生本人または第一連帯保証人の配偶者（婚約者を含む）でないこと
⑤ 債務整理中（破産等）でないこと

・奨学金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）＜様式14：29ページ＞

・本人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内の原本）を添付

(3) 返還者異動届等の記入上の注意

- ① 「借入金額」、「日付」、「本人」欄は必ず自筆で記入してください。
- ② 変更のある人の欄に記入もれのないよう各自が自筆で記入してください。
- ③ 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ④ 訂正をする場合には、該当箇所に二重線を引き訂正してください。押印の必要な様式は、訂正印が必要です。
- ⑤ 修正液・修正テープでの訂正は認められません。

7 育英会からのお知らせ

(1) 返還についてのお知らせ

返還開始及び返還猶予承認の際、「島根県育英会奨学金の返還明細」を送付（口座振替依頼書の本人控同封）します。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足

で振替不能にならないよう注意してください。

この「返還明細」は、返還が完了するまで「てびき」と一緒にして大切に保管してください。

(2) 返還残額のお知らせ

毎年2月下旬頃に返還残額を奨学生本人に通知します。あなたの返還状況を確認してください。

(3) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、そのことを奨学生本人に通知します。奨学金返還誓約書（借用証書）の返却を希望される場合は、育英会（☎0852-28-1981）にお申し出ください。

申し出がない場合は、育英会で一定期間保管し、厳正に廃棄します。

8 返還を延滞した場合

奨学金の返還を滞納した場合は、状況に応じて督促、弁護士等に委託するほか、訴訟等の法的措置をとることになります。

9 返還の免除

本人が死亡または心身の障害により返還できなくなったときは、第一連帯保証人または第二連帯保証人に返還していただきますが、いずれも返還できない特別な事情がある場合は、願い出により返還を免除することがあります。

返還の免除には手続きが必要となりますので、育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。

なお、残額を全額免除する場合と一部だけ免除する場合があります。

【注意】

延滞している場合は返還免除の対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です。（延滞をしている場合、延滞を解消することにより願い出は可能になります。）

10 時効更新の効力

奨学生または連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた人以外の奨学生または連帯保証人にも及ぶこととします。

11 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人鳥根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第10条）
- 第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等（第11条～第20条）
- 第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等（第21条～第28条）
- 第5章 奨学金の返還免除及び手続（第29条～第31条）
- 第6章 補則（第32条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、本県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学困難な人に対し、奨学金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

2 この規程において「奨学生」とは、奨学金の貸与を受けの人をいう。

3 この規程において「学生等」とは、次の各号のいずれかの学校（通信による教育課程及び別科（理事長が別に定めるものを除く。）を除く。）に在学する本県出身の優れた学生又は生徒であつて、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 大学院
- (2) 大学
- (3) 短期大学
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までの学年を除く。）
- (5) 専修学校（一般課程及び外国の大学の日本分校を除く。）

4 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 学生等の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

5 第3項に定める学生等であつても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

- (1) 奨学金の貸与を受けようとする期間が2年未満である人
- (2) この規程に定める奨学金の貸与を受けたことがある人

（貸与月額及び利息）

第3条 奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円又は7万円のうち、奨学生がいずれかを選択し、理事長が決定した額とする。

2 奨学金は、無利息とする。

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする学生等（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者
- (2) 第二連帯保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者

3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学金の貸与を受けた学生等に対し、連帯保証人の追加又は連帯保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等

(奨学生願書の提出)

第5条 奨学生志望者は、第一連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する奨学生願書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）
- (2) 個人調査報告書又は学業成績表（以下「調査書等」という。）

3 調査書等は、次の各号の奨学生志望者に応じ当該各号に定める学校等の長が証明したものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等学校の長
- (2) 第2条第3項に定める学生等である人 当該学校等の長
- (3) 高等専門学校第3学年に在学する人又は高等専門学校を卒業した人 当該高等専門学校の長
- (4) 専修学校の高等課程を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該専修学校の長

(大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者の願書の提出の特例)

第6条 奨学生に採用されることを志望する大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、奨学生願書（第一連帯保証人が連署したもの）に所得証明書と大学受験等に必要となる大学入学資格検定合格成績証明書（大学入学資格検定規程第10条第2項に定める検定合格成績証明書をいう。）又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書（高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に定める認定試験合格成績証明書をいう。）を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

(奨学生願書の取下届の提出)

第7条 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、別に定める奨学生願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

2 出願者は、奨学生願書を提出した日から奨学生の決定通知を受ける日の前日までにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、奨学生願書取下届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 学校に入学しなかったとき。
- (2) 学校の前学年から進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。

- (3) 日本学生支援機構奨学生(給付奨学金及び第一種奨学金を除く。)になったとき。ただし、中筋給付特待生は除く。

(奨学生の選考及び決定)

第8条 選考委員会は、出願者のうち、特に優れた学生等で経済的理由により著しく修学が困難である人を選考するものとする。

2 前項の規定により行われる選考は、次の各号の判定に基づくものとする。

- (1) 特に優れた学生等であるかどうかについての総合判定
- (2) 著しく修学が困難であるかどうかについての判定

3 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。

4 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

(進学届の提出)

第9条 奨学生の決定通知を受けた学生等は、別に定める進学届を理事長に提出しなければならない。

(返還誓約書(借用証書)・預貯金口座振替依頼書等の提出)

第10条 第9条に規定する進学届を提出した学生等は、理事長が指定する期限までに別に定める返還誓約書(借用証書)(第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」)並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。

2 返還誓約書を提出する場合は、学校の在学証明書、奨学生本人及び第一連帯保証人並びに第二連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等

(貸与期間)

第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月(以下「貸与開始月」という。)から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、大学院生にあっては2年間を限度とする。

- (1) 奨学生決定年度において学校に入学した人 入学した月
- (2) 奨学生決定年度において在学する学校の前学年から進級した人 進級した月

(奨学金の交付)

第12条 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

第13条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

第14条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める島根県育英会奨学金貸与月額変更願（貸与総額が変更前より増額する場合にあっては、第一連帯保証人及び第二連帯保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が提出することにより行うものとし、当該変更適用月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

第15条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、在学する学校長が証明する進級確認書及び修得単位確認書並びに理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 日本学生支援機構奨学生（給付奨学金を除く。）になったとき。
- (8) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (9) 本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の住所その他の事由に変更があったとき。

(貸与の休止又は停止)

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。進級が認められなかった日又は修得単位数の不足が認定された日
- (2) 休学をしたとき。 休学の初日
- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(貸与の復活)

第18条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又

は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

(奨学金の辞退及び貸与期間の特例)

第19条 奨学生は、別に定める奨学金辞退届を理事長に提出することにより、奨学金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号及び第3号の事由に該当する場合で選考委員会の議を経て理事長が認めたときは、この限りでない。

(1) 中途退学したとき。 中途退学した日

(2) 転学したとき。 転学した日

(3) 日本学生支援機構奨学生（給付奨学金及び第一種奨学金を除く。）になったとき。（ただし、中筋給付特待生は除く。）日本学生支援機構奨学生に決定された日

3 前項第3号に該当する場合のうち、第一種奨学生となった場合は貸与額が別に定める金額以内に限り、認めることができるものとする。

4 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

(奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

第20条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消す。

(1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日

(2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日

(3) 死亡したとき。 死亡した日

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消すことがある。

(1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日

(2) 第16条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日

(3) 傷病などにより修学の見込みがないと理事長が認めたとき。 認めた日

(4) 学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日

(5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日

3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等

(奨学金の返還)

第21条 奨学金を返還しようとする人（以下「奨学金返還者」という。）は、奨学金の貸与期

間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、奨学金の貸与を受けた月数（奨学金の貸与を休止又は停止された月数を除く。）の3倍に相当する期間内に、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

2 奨学金の返還は、次の各号の方法によらなければならない。

- (1) 年賦、半年賦、月賦その他割賦
- (2) 別に定める金融機関の口座振替

3 割賦の方法で奨学金を返還する場合の割賦金の額は、理事長が別に定める。

4 奨学金返還者が島根県内に居住したときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の一部を免除することができる。

5 奨学金返還者が島根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学金の全部又は一部を免除することができる。

6 奨学金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学金の全部返還)

第22条 奨学金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学金の繰上げ返還)

第23条 奨学金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

(奨学金の返還猶予)

第24条 奨学金返還者が次の各号の事由により貸与を受けた奨学金の返還猶予を希望する場合は、別に定める奨学金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項各号に定める学校又は専修学校の高等課程に入学したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難になったとき。

2 理事長は、奨学金の返還を猶予する必要があると認めたときは、2年以内の期間（奨学金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあつては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

4 理事長は、第1項に定める事由により奨学金の返還の猶予をしている期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

(割賦金に係る延滞金)

第25条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあつては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

(返還金の充当)

第26条 奨学金返還者から返還金の支払があった場合は、次の各号により、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

(奨学金返還者の異動届)

第27条 奨学金返還者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第10条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由により、当該第一連帯保証人又は当該第二連帯保証人を変更しようとするとき。
- (2) 本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

(死亡届の提出)

第28条 現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡した場合は、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学金の返還免除及び手続

(返還免除)

第29条 理事長は、現に奨学生である人又は奨学金返還者が死亡又は心身の障害により奨学金の返還ができなくなった場合において、相続人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の何れにも返還能力がないと認めるときは、当該奨学生又は当該奨学金返還者が貸与を受けた奨学金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

(返還免除の手続)

第30条 奨学生であった人又は相続人、第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人が奨学金の返還免除を受けようとする場合は、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

2 奨学金返還免除願には、次の各号による書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第31条 奨学金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。

2 返還誓約書に添付する書類については、第10条第2項に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規程は、令和6年4月1日から適用する。

島根県育英会奨学金 関係様式



【○: ホームページに掲載あり】

様式の名称 (貸与規程の関係条文)	様式番号	てびき 掲載ページ	様 式	記入例
進級確認書 (15条)	様式7	23	○	-
生活状況書 (15条)	様式8	24	○	-
奨学生異動届 (16条)	様式9	25	○	-
島根県育英会奨学金貸与復活願 (18条)	様式11	26	○	-
奨学金辞退届 (19条)	様式12	27	○	-
奨学金返還猶予願 (24条)	様式13	28	○	-
奨学金返還者異動届・1 (連帯保証人変更届) (27条)	様式14	29	○	○
奨学金返還者異動届・2 (住所等記載事項変更届) (27条)	様式14	30	○	○
勤務先(変更)届	-	31	○	-
奨学金返還誓約書(借用証書) (10条)	様式4	33	-	○
預(貯)金口座振替依頼書 (10条)	様式5	32	-	○

※これらの様式を利用する場合は、掲載ページの様式をコピーするか、育英会のホームページからダウンロードして書類を作成してください。

〔奨学生のおてびき〕掲載省略分

名 称（貸与規程の關係条文）	様式番号	備 考
島根県育英会奨学生願書（5条）	様式1	育英会から配付
奨学生願書取下届（7条）	様式2	育英会に連絡してください
進学届（9条）	様式3	育英会に連絡してください
島根県育英会奨学金貸与月額変更願（14条）	様式6	育英会に連絡してください
（規程第16条關係）	様式10	削除
死亡届（28条）	様式15	育英会に連絡してください
奨学金返還免除願（30条）	様式16	育英会に連絡してください

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

学 校 名

印

（取扱責任者）

進 級 確 認 書

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1 令和 年度島根県育英会奨学生（採用年度）

学部・学科名	学年	氏 名	進 級	備 考

※ 令和 年4月以降に進級することができる者について、進級欄に○印、留年者等については、備考欄に付記してください。学年欄は新学年を記入してください。

様式8（規程第15条関係）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

生活状況書

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島奨第 - 号
住 所 〒 -

氏 名
電 話 番 号
在学学校・学部等名

令和 年4月から令和 年3月までの生活状況は下記のとおりでしたので、継続して奨学金の貸与をお願いします。

記

生活状況

1 経済状況

- ・生計を一にしている家計状況が、出願時又は前回の生活状況書提出時に比べて
ア ほぼ変わらない イ 苦しくなった ウ その他

本人の状況：具体的に記入

2 学校生活の状況

- ・教養と専門的知識を深めるため、講義等に
ア 積極的に参加した イ あまり参加しなかった ウ その他

具体的に記入

- ・クラブ活動、サークル活動等への参加（具体的に記入）

様式9（規程第16条）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

奨学生異動届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島奨第 - 号

奨学生本人 住所 〒 -

氏名

電話番号

第 連帯保証人 住所 〒 -

氏名

電話番号

下記のとおり異動事項が生じたので、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第16条の規定により異動届を提出します。

記

1 異動事項（該当の個所を○で囲み、その日付等を記入してください。）

ア 休学（令和 年 月 日付、休学期間 ）

イ 転学（令和 年 月 日付、転学先の学校名 ）

ウ 長期欠席（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）

エ 退学（令和 年 月 日付）

オ 退学処分（令和 年 月 日付）

カ 停学処分（令和 年 月 日付、停学期間 ）

その他の処分（令和 年 月 日付、処分の内容 ）

キ 日本学生支援機構奨学生に採用になった
（第一種・第二種）（令和 年 月 日付）

ク 復学（令和 年 月 日から）

ケ 奨学金返還誓約書（借用証書）記載の第一連帯保証人または第二連帯保証人を変更する

コ 奨学金返還誓約書（借用証書）の本人または第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の記載事項に変更が生じた

サ その他（ ）

2 異動理由（上記ア～ク、サに該当する場合、具体的に記入）

※（ケ又はコの場合は、奨学金返還者異動届1または2（様式14）も提出してください。）

様式11（規程第18条関係）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

（願 出 者）

奨学生番号 島奨第 号

住 所 〒 号

氏 名

島 根 県 育 英 会 奨 学 金 貸 与 復 活 願

令和 年 月 日付、島育第 号で、奨学金貸与の休止・停止の通知を受けましたが、その事由が消滅しましたので、奨学金貸与の復活をお願いします。

※ 奨学金貸与の休止または停止の事由が解消されたことを、学校長が証明する文書を添付すること。（復学証明書、進級確認書、成績証明書等）

様式12（規程第19条関係）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

奨 学 金 辞 退 届

下記により島根県育英会の奨学金を辞退しますので、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第19条の規定により、第一連帯保証人と連署のうえ届け出ます。

年 月 日

奨学生番号 島奨第 - 号

住 所 〒 -

氏 名

第一連帯保証人

住 所 〒 -

氏 名

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

記

- 1 辞退期日
令和 年 月分以降
- 2 辞退理由（具体的に記入する）

様式13（規程第24条関係）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

奨学金返還猶予願

出身学校名

奨学生番号 島奨第 - 号

氏 名

次のとおり奨学金の返還を猶予していただきたいのでお願いします。

1 猶予の希望期間 年 月 日から
(2年以内) 年 月 日まで

2 猶予を希望する事由（詳細に）

年 月 日

本 人
住 所 〒 -

電話番号
氏 名

第一連帯保証人
住 所 〒 -

電話番号
氏 名

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

- 注) 1 猶予の事由を証明する書類を添付する。
2 出身学校名は、奨学金の貸与を受けていた期間に在学していた学校名を記入する。

様式14（規程第16条・27条関係）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

奨学金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）

借用金額 円

私は、公益財団法人鳥根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人鳥根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学生のとびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人鳥根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			実印	本人欄の記入は必須 (本人自筆)
	印鑑登録証明書に記載の住所	〒	—	実印	
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	Eメールアドレス				
電話番号	(自宅)	(携帯)			
第一連帯保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒	—	実印	変更のある人の欄のみ全て記入、押印してください。
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
	本人との関係				
第二連帯保証人	印鑑登録証明書に記載の住所	〒	—	実印	変更のある人の欄のみ全て記入、押印してください。
	フリガナ	勤務先名			
	氏名	☎			
	電話番号	(自宅)	(携帯)		
	本人との関係				
	生年月日				

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人（該当者）の欄をいずれも自筆で記入する

※2 本人、該当者の欄に実印押印のうえ印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）を添付する

- 1 異動事項（※の該当個所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（ ※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）を変更する。
- 2 異動の理由（具体的に記入）

- 3 時効についての確認事項
奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。
- 4 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人鳥根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

様式14（規程第16条・27条関係）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

奨学金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）

借用金額 円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学生のとびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号		
	住民票に記載の住所	〒	-
	フリガナ		勤務先名
	氏名		☎
	Eメールアドレス		
	電話番号	(自宅)	(携帯)
第一連帯保証人	住民票に記載の住所	〒	-
	フリガナ		勤務先名
	氏名		☎
	電話番号	(自宅)	(携帯)
	本人との関係		
	生年月日		
第二連帯保証人	住民票に記載の住所	〒	-
	フリガナ		勤務先名
	氏名		☎
	電話番号	(自宅)	(携帯)
	本人との関係		
	生年月日		

本人欄の記入は必須
(本人自筆記入)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。
それぞれ自筆で記入してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自筆で記入する
- ※2 住所変更の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）を添付する
- ※3 姓変更の場合は戸籍抄本（発行後3か月以内の原本）を添付する

1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（ ※本人 ・ ※第一連帯保証人 ・ ※第二連帯保証人 ）の記載事項に変更が生じた。

2 異動事項の内容（具体的に記入）

3 異動の理由（具体的に記入）

4 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

5 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

※各自が自筆で記入してください。

※本人欄の記入は必須です。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

勤務先（変更）届

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号	
	氏名	
	住所	〒 (自宅電話番号) (携帯電話番号)
	勤務先名	(電話番号)
第一連帯保証人	氏名	
	住所	〒 (自宅電話番号) (携帯電話番号)
	勤務先名	(電話番号)
第二連帯保証人	氏名	
	住所	〒 (自宅電話番号) (携帯電話番号)
	勤務先名	(電話番号)

本人欄の記入は必須
(本人自筆記入)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。
それぞれ自筆で記入してください。

奨学金を返還するために利用する口座振替依頼書の記入例 (3枚とも育英会に提出)

字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書 収

金融機関用

奨学生番号は正確に

現住所を記入

口座振替(自動払込)取扱金融機関 御中
公益財団法人島根県育英会理事長 様

私は、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第21条の規定による奨学金の返還を下記口座から預(貯)金振替または自動払込によって支払うこととしたいので、預(貯)金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

奨学生番号	〇〇〇-〇〇〇	氏名	島根太郎	現住所	〒690-0887 松江市殿町1番地
返還口座名義人との関係	① 本人 2. その他 ()			TEL	0852-××-××××

- 一預(貯)金口座振替規定一
1. 金融機関に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預(貯)金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
 2. 振替日において請求書記載金額が預(貯)金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 3. この契約を解約するときは、私から金融機関に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり育英会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、金融機関はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
 4. この預(貯)金口座振替についてかりに紛議が生じても、金融機関の責めによる場合を除き、金融機関には迷惑をかけません。
 5. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

口座番号は通帳等で確認のうえ記入すること

I 返還する口座について

★ゆうちょ銀行以外

金融機関コードが不明なら記入不要

育英 銀行 信用金庫		育英 支店	
金融機関コード	支店コード	① 普通 2. 当座 3. その他	口座番号
			1 2 3 × × × ×
フリガナ	沼木タロウ		お届け印
口座名義人	島根太郎		
振替日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日		
種類	島根奨学金		

奨学生本人名義の口座を記入

金融機関お届け印を3枚すべてに押印すること

★ゆうちょ銀行

記号、番号は通帳等で確認のうえ記入すること

取扱内容(種目コード)		新規(166)・変更(166)		解約(170)	
種別コード	通帳記号	通帳番号(右3つまで記入)			
30	15×××の	0	0	0	123××
フリガナ	沼木タロウ				お届け印
口座名義人	島根太郎				
ご住所	〒690-0887 松江市殿町1番地 TEL(0852-××-××××)				
払込日	20日 金融機関休業日の場合は翌営業日	払込開始年	月	日	9
		記入不要		払込先加入者名	公益財団法人島根県育英会

奨学生本人名義の口座を記入

金融機関お届け印を3枚すべてに押印すること

現住所を記入

返還口座は下記の金融機関の中から選んでください。
口座振替の手数料は奨学生本人負担となっています。返還期日に割賦金とあわせて振り替えます。振替手数料は、消費税を含めて、次のとおりです。

山陰合同銀行	55円	日本海信用金庫	55円
島根銀行	55円	西中国信用金庫	55円
しまね信用金庫	55円	ゆうちょ銀行	33円
島根中央信用金庫	55円	※手数料は変更になる場合があります。育英会のホームページ等で確認してください。	

奨学金返還誓約書（借用証書）

記入例

※ 第一連帯保証人・第二連帯保証人の住所、氏名、電話番号、生年月日の印字に間違いがないか確認してください。
 ※ 第一連帯保証人・第二連帯保証人の自宅電話番号、携帯電話番号がない場合、「なし」と記入してください。
 ※ 空欄の場合は、受理できません。
 ※ 訂正が必要な場合は二重線で訂正し、二重線の上から実印と同じ印鑑で押し、空いている箇所に書き直してください。

借用金額 **¥2,400,000** 円

借用予定金額総額です。
 ※卒業までに貸与する予定の総額です。
 貸与月数等に変更がある場合は、別途手続きが必要となります。

本人の住所、氏名、電話番号、生年月日に間違いがないか確認してください。

印刷している住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、必ず、印鑑登録証明書の住所を空いている箇所に記入してください。

氏名、性別、自宅電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレスを記入してください。
 ※自宅電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレスがない場合は、必ず「なし」と記入してください。
 ※空欄の場合は、受理できません。

本人の実印を押印してください。

学部名、学科名、学年を本人の自筆にて記入してください。

「奨学金返還メニュー」から選んで記入してください。
 ※「奨学金返還メニュー」にある返還総額を記入する欄はありません。
 記入する際は、よく確認して転記してください。

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用いたします。つきましては、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規定に基づき、「奨学生のためびき」記載の取扱いにしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和8年4月28日 書いた日を記入してください。

奨学生番号	島奨第308-000号		
住所	〒690-0887 松江市殿町8-3 △△寮	〒690-0887 松江市殿町1番地〇〇住宅3号棟123号室	印
自宅電話番号	0852-00-0000	携帯電話番号	080-0000-0000
Eメールアドレス	00000@000.ne.jp		
氏名	島根 太郎	フリガナ	シマネ タロウ
署名	島根 太郎		性別 男 平成19年〇月〇日生

注 ①本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人欄に各自が署名・押印してください。
 ②本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人欄には実印（添付する印鑑登録証明書と同一印）を押印してください。

貸与の条件			
貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2026年4月～2030年3月	48月	50,000円	2,400,000円
学校名	育英大学	学部	普通
		学科	1年

返還の条件				
返還期日	返回数	割賦金	最終割賦金	
年1返還	12月	回	円	円
年2返還	7月と12月	回	円	円
毎回返還	毎月	142回	17,000円	3,000円
併用返還	半年賦分	7月と12月	回	円
	月賦分	7月と12月を除いた月	回	円

第一連帯保証人	住所	〒690-0887 松江市殿町1番地 〇〇住宅3号棟123号室		実印	
	自宅電話番号	0852-00-0000	携帯電話番号	090-0000-0000	
	氏名	島根 二郎	フリガナ	シマネ シロウ	
	署名	島根 二郎		続柄	父
		昭和50年〇月〇日生		印	島根
	勤務先	〒690-0001 松江市東朝日町〇番地 株式会社〇〇			
		* 自営の方は→ しまね建築（自営）			
		勤務先電話番号		0852-01-0000	
第二連帯保証人	住所	〒699-0401 松江市宍道町〇番地		実印	
	自宅電話番号	0852-00-0000	携帯電話番号	080-0000-0000	
	氏名	松江 三郎	フリガナ	マツエ サブロー	
	署名	松江 三郎		続柄	叔父
		昭和52年〇月〇日生		印	三松江
	勤務先	〒693-0001 出雲市今市町〇番地 有限会社〇〇			
		勤務先電話番号		0853-02-0000	
*****	住所	*****		実印	
	自宅電話番号	*****	携帯電話番号	*****	
	氏名	*****	フリガナ	*****	
	署名	*****		続柄	*****
	勤務先	*****		勤務先電話番号	*****
*****	住所	*****		実印	
	自宅電話番号	*****	携帯電話番号	*****	
	氏名	*****	フリガナ	*****	
	署名	*****		続柄	*****
	勤務先	*****		勤務先電話番号	*****

第一連帯保証人の自筆にて、氏名、生年月日、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先（住所、勤務先名、電話番号）を記入してください。
 「自営」の方は、店名または屋号で記入し、（自営）と記入してください。
 勤務先がなしの場合は「無職」と記入してください。

印鑑登録証明書の記載のとおり自筆で記入、押印してください。

第二連帯保証人の自筆にて、氏名、生年月日、自宅電話番号、携帯電話番号、勤務先（住所、勤務先名、電話番号）を記入してください。
 「自営」の方は、店名または屋号で記入し、（自営）と記入してください。
 勤務先がなしの場合は「無職」と記入してください。

印鑑登録証明書の記載のとおり自筆で記入、押印してください。

*****欄は、記入不要です。

- 注
- ①奨学生本人の「印鑑登録証明書」（有効期限：発行から3か月以内、コピー不可）
 - ②第一連帯保証人の「印鑑登録証明書」（有効期限：発行から3か月以内、コピー不可）
 - ③第二連帯保証人の「印鑑登録証明書」（有効期限：発行から3か月以内、コピー不可）
 - ④*****の欄は、記入不要です。

訂正の例

* 印字されている箇所や自筆で記入した箇所に訂正が必要な場合は、二重線で訂正し二重線の上から実印と同じ印を押印して、空いている箇所に書き直してください。
 * 押印不鮮明や誤って押印された印鑑は、二重線で訂正し当該者欄の空いた箇所に重ならないように押印し直してください。

住所	〒690-0887 松江市殿町8-3 育英寮	〒690-0887 松江市殿町1番地 市営住宅3号棟123号室	印
自宅電話番号	0852-00-0000	携帯電話番号	080-0000-0000
Eメールアドレス	00000@000.ne.jp		
氏名	島根 太郎	フリガナ	シマネ タロウ
署名	島根 太郎		性別 男 平成19年〇月〇日生

【全体の記入にあたって】
 ※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
 ※自筆での記入が難しい事情がある場合は、育英会までご連絡ください。